

審 査 基 準

平成17年4月1日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第13条第2項
処 分 概 要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：島根県警察本部交通部交通指導課
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部交通部交通指導課（電話0852-26-0110）
備 考：